

手 帳

身体障害者手帳 身

この手帳は、身体に永続すると認められる障がいのある人に対して交付する手帳です。

この手帳を持っている人が、その自立のために必要な身体障害者福祉法等の各種サービスを受けることができる証となるものです。したがって、身体障害者福祉法等、各種サービスを受けようとするときに必要な手帳です。

また、障がいの程度に変化があった場合は等級変更の手続きをしてください。

●身体障害者手帳手続き関係一覧

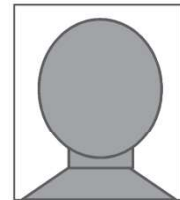
申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※3	等級変更・障害名追加 ※3	再認定 ※3	住所（市内）変更	氏名の変更	再交付（破損等） ※3	返還（死亡等）	転入
診断書 ※1	○	○	○					
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ※2	○	○	○			○		
身体障害者手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び 身元が確認できる書類	○	○	○			○		○

※1 診断書様式は浜松市が定めたもので、指定医師による診断が必要です。（6か月以内のもの）

※2 写真は、右図（適切な写真の例）参照。

※3 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。
（郵送されるお知らせに記載）

適切な写真の例



- ・上半身、正面、無帽、無背景
- ・申請前1年以内に撮影

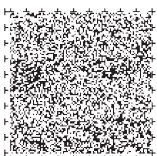
●判定機関

浜松市障害者更生相談所 ☎457-2707

中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口（詳しくは窓口にお問合せください）

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）



知的発達に遅れのある人が、いろいろなサービスを受けようとするときに必要な手帳です。

●療育手帳の手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※4	再判定 ※4	住所（市内）変更	氏名の変更	保護者の変更	再交付（破損等） ※4	返還（死亡等）	転入
写真（タテ4cm×ヨコ3cm）1枚 ※1	○	○ ※2				○		○ ※3
療育手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び 身元が確認できる書類	○	○				○		○

※1 写真は、右図（適切な写真の例）参照。

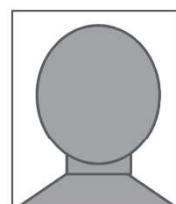
◆18歳以上の人で新規申請される場合は、他に準備していただく書類がありますので、詳しくは窓口（各福祉事業所社会福祉課）にお問い合わせください。

※2 浜松市発行（写真貼付済）の手帳を所持している場合で、更新欄に余白があれば原則不要。

※3 写真が必要な場合がありますので、詳しくは窓口（各福祉事業所社会福祉課）にお問い合わせください。

※4 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。（郵送されるお知らせに記載）

適切な写真の例



・上半身、正面、無帽、無背景
・申請前1年以内に撮影

●障害判定

標準化された知能検査により測定された知能指数（IQ）を基本として、日常生活における基本動作、介護状態等を勘案して判定を行います。

A…重度 B…その他

●判定方法

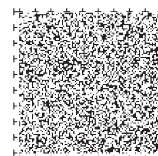
下記の判定機関において本人及び家族と面接判定を行います。

●判定機関

- ・浜松市障害者更生相談所（18歳以上の人） ☎457-2707
 - ・浜松市児童相談所（18歳未満の人） ☎457-2703
- 中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口（詳しくは窓口にお問合せください）

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）



精神障害者保健福祉手帳 精

精神に障がいのある人が一定の障がいにあることを証明する手帳です。この手帳をもつことにより、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくなります。精神に障がいがあるため、日常生活や社会生活にハンディキャップをもち、初診日から6か月以上経過した人が申請することができます。

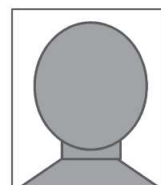
有効期間は2年です。

●精神障害者保健福祉手帳の手続き関係一覧

申請の種類 手続きに必要なもの	新規申請 ※5	等級変更 ※5	住所(市内)変更	氏名の変更	再交付(破損等) ※5	再認定 ※5	返還(死亡等)	転入
①診断書②障害年金証書③特別障害給付金受給資格者証①～③のいずれかの書類※1※2	○	○				○		
写真(タテ4cm×ヨコ3cm)1枚※3	○	○			○	○ ※4		○
精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○	○
マイナンバーカード 又は、マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類	○							○

- ※1 診断書は、浜松市が定めた様式の診断書(精神障害者保健福祉手帳用)が必要です。(作成日から3か月以内のもの)
- ※2 障害年金証書又は特別障害給付金受給資格者証は、精神障害を事由として給付されている場合のみ。
- ※3 写真は、右図(適切な写真の例)参照。
- ※4 浜松市発行(写真貼付済)の手帳を所持している場合で、障害等級に変更がなく、更新欄に余白があれば原則不要。
- ※5 手帳交付時の持ち物は上記と異なります。(郵送されるお知らせに記載)

適切な写真の例



- ・上半身、正面、無帽、無背景
- ・申請前1年以内に撮影

●精神障害者障害程度等級表

級 別	状 態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

●判定機関

浜松市精神保健福祉センター ☎457-2709
中央区中央一丁目12番1号 静岡県浜松総合庁舎4階

●窓口(詳しくは窓口にお問合せください)

各福祉事業所社会福祉課(裏表紙に記載)